

**自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業
誓約書兼自己チェックリスト**

本補助金の交付を受けるにあたり、以下の要件を満たしていることについて誓約します。

なお、交付申請書や申請書類の記載内容に誤りがある場合、要件を満たしていない場合は、本補助金の交付を受けられないことに一切の意義を申し立てず、本補助金の申請や工事等に要した費用は自ら負担します。

	要件	確認書類等	チェック欄
共通	① 補助対象設備は、PPA 又はリース契約により導入するものでないこと。		☐
	② 令和7年4月〇日以降に事業着手（補助対象設備の設置に係る契約締結日又は工事開始日のいずれか早い方をいう。）していること。	工事請負契約書等	☐
	③ 補助対象設備に係る本市の他の補助金（綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金の交付要綱に基づく補助金を除く）又は国の補助金の交付を受けていないこと。		☐
	④ 補助対象設備は、各種法令等に準拠した設備であること。		☐
	⑤ 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであり、中古設備でないこと。		☐
	⑥ 補助対象事業により取得した財産について、法定耐用年数※の期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って適正な運用を図ること。 ※住宅用太陽光発電システム(17年)、住宅用蓄電システム(6年)、高効率給湯機器(6年)、コージェネレーションシステム(6年)		☐
住宅用太陽光発電システム	⑦ 住宅用太陽光発電システムで発電した電力量の30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。	施工事業者によるシミュレーション等	☐
	⑧ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。	非FIT余剰売電先の 小売電気事業者との 契約書等 or 系統連系承諾書	☐
	⑨ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。		☐
	⑩ 補助対象設備によって得られる環境価値※のうち、需要家（補助対象設備から電気の供給を受けて使用する者）に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 ※発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーがもたらす二酸化炭素排出削減効果の付加価値のこと。		☐
	⑪ ⑩自己託送※を行わないこと。 ※自家発電設備で発電した電力を一般送配電事業者の送電網を介して、遠隔地の自施設等に送電・供給すること。	非FIT余剰売電先の 小売電気事業者との 契約書等 or 系統連系承諾書	☐
	⑫ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施していること。 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）： https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf		☐
住宅用蓄電システム	⑬ 住宅用太陽光発電システムの付帯設備であること。	工事請負契約書等	☐
	⑭ 住宅用太陽光発電システムと常時接続しており、同システムが発電する電気を充放電できる蓄電池及びその附属設備であること。		☐
	⑮ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。		☐
	⑯ 性能表示基準：初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。	性能表示ラベル等	☐

住宅用蓄電システム	⑰	蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。⇒いずれか低い方の数値が 1.0kWh 以上であること。 ※システム全体を統合して管理するための番号（パッケージ型番）が付与されていること。	カタログ等	☐
	⑱	蓄電池部安全基準：JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。	カタログ等	☐
	⑲	蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）：JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。 ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。	カタログ等	☐
	⑳	震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）：蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。	カタログ等	☐
	㉑	保証期間メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。	保証書	☐
その他、綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱の規定を遵守することを誓約します。 令和 年 月 日 申請者（自筆）_____				

※住宅用蓄電システムの要件のうち、⑰～㉑の項目については、一般社団法人環境共創イニシアチブ(Sii)の蓄電システム登録制度 (<https://zehweb.jp/registration/battery/>) に登録済みの製品であれば、登録されていることをもって、要件を充足していることの確認が可能です。